

# 契約内容表

## 当初契約

年 度	令和 07 年度	契 約 番 号	5 0 7 1 5 0 0 0 2 0
所 属	下水道施設課		
工 事 名	山口浄化センター場外ポンプ場監視装置等修繕工事		
工 事 場 所	山口市黒川外 1 地内		
工 事 種 別	008 電気工事		
契 約 日	令和 7 年 4 月 2 5 日		
工 事 概 要	場外ポンプ場監視装置及び定電圧定周波数装置 修繕 一式		
工 期	令和 7 年 4 月 2 8 日 ~ 令和 8 年 1 月 3 0 日		
入札・契約の方法	随意契約		
契 約 の 相 手 方	安川オートメーション・ドライブ株式会社 広島営業所		
契 約 金 額 ( 税 込 )	8, 5 8 0, 0 0 0 円		
理 由	<p>本工事は山口浄化センターの場外ポンプ場監視装置及びその電源に係る定電圧定周波数装置の部品を取り替え修繕するものである。</p> <p>場外ポンプ場監視装置は山口処理区の中継ポンプ場 3 箇所の機械・電気設備の監視及び制御を行うためのものであり、定電圧定周波数装置は当該監視装置並びに山口浄化センターの監視制御装置及び計装機器類の電源に係る電気設備で、いずれも既設設備と密接不可分な関係である。これらの装置に不具合が生じた場合は各ポンプ場及び山口浄化センターの機器に誤動作などの重大な影響を及ぼす可能性があり、また監視装置には導入当初の施工業者により各ポンプ場の設備に合わせた固有のプログラムが設定されているため、当初施工業者以外での安全かつ適切な施工は困難であり、それらの使用においてトラブルが生じた場合には責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>このことから地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号により、監視装置及び定電圧定周波数装置の当初施工業者である株式会社安川電機から事業承継を受けた安川オートメーション・ドライブ株式会社と随意契約を行うもの。</p>		